学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第18・19条)

分類	感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を 除く) 百日咳	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2 日(幼児にあっては3日)を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解禁した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	その他の感染症・・・溶連菌感染症、ウイルス性 肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、マ イコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎、流行性嘔 吐下痢症など	条件によっては出席停止の措置が必要